

## 減額返還

## 減額返還 証明書

●年間収入・所得金額の基準は、所得証明書等の年間収入金額（税込）が400万円以下（給与所得以外の所得を含む場合は所得金額が300万円以下）です。

※なお、本人が扶養している子供の人数が2人の場合は所得証明書等の年間収入金額（税込）が500万円以下（給与所得以外の所得を含む場合は所得金額が400万円以下）、本人が扶養している子供の人数が3人以上の場合は所得証明書等の年間収入金額（税込）が600万円以下（給与所得以外の所得を含む場合は所得金額が500万円以下）が基準となります。

●減額返還の証明書は、所得証明書等（「基本」欄のア～ウ）の証明期間が在学中となる場合（新卒（退学）及び在学猶予切れ等）と、「基本」欄のア～ウが発行されない場合（外国居住）を除き、以下の「基本」欄のア～ウ又は失業中の欄の証明のいずれかが審査対象となります。

●マイナンバーを提出した場合は『マイナンバーで省略可能』項目に「〇」と記載されている証明書の提出を省略できます。  
ただし、情報連携を利用しても必要な情報が取得出来ない場合は証明書を提出していただく場合もあります。

●詳しくはホームページをご確認ください。 減額返還のホームページは [https://www.jasso.go.jp/shogakukan/henkan\\_konnan/gengaku/index.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukan/henkan_konnan/gengaku/index.html)

必要な証明書		マイナンバーで省略可能	証明書発行者	備考
<b>基本</b>	下記ア～ウのいずれかひとつ。 <b>ア 住民税非課税証明書（原本）</b> <b>イ 所得証明書（原本）</b> <b>ウ 市・県民税（所得・課税）証明書（原本）</b> (収入金額又は所得金額が明記されているもの。課税額のみは不可)	○	市区町村長	証明書等に記載の金額〔ア～ウに記載の年間収入・所得金額〕が基準を超過している方のうち、経済状況等が変化した場合、生活費補助を行っている場合、医療費の出費がある場合等により返還が困難な方は、左記の証明書（所得証明書等）に加えて、裏面に記載の「追加で必要な証明書」を提出することにより、審査が可能となる場合があります。
<b>失業中</b> (適用開始希望月より6か月以内の離職に限る)	失業中の基本 (①～④)のいずれか) ①雇用保険受給資格者証(求職活動記録面含む)のコピー ②雇用保険被保険者離職票のコピー ③雇用保険被保険者資格喪失確認通知書のコピー (喪失理由が離職で、離職年月日が確認できる場合に限る) ④失業者退職手当受給資格証のコピー  ①～④の取得が困難なときに限る (⑤又は⑥)のいずれか) ⑤雇用関係が終了したことが確認できるもののコピー (退職証明書等) ⑥健康保険厚生年金保険資格取得(喪失)証明書のコピー (退職の記載があるもの) ※「記号・番号」は黒塗りしてください	①△ ②③○ ※ハローワークで雇用保険の手続きをしていれば省略可。 ただし、①は求職活動記録面のコピーの提出が必要。 ④× ⑤⑥×	①～③ 職業安定所長 (ハローワーク) ④ 公務員の任命者 ⑤(6) 退職した勤務先	※①の場合、求職活動記録面のコピーも提出。 ※各種証明書は離職日が適用開始希望月より6か月以内を可とする。 ※「失業中」事由で願い出る場合は、左欄の①～⑥のいずれかの証明書のみで審査可能。 ※①の求職活動記録面のコピーにより、雇用保険説明会参加等で離職後に就職活動を行っていることが確認できる場合、その活動の日付が、6か月以内かつ離職日より1年以内であれば失業中事由とする。 ※③、⑥は資格喪失理由が離職で、離職年月日が確認できるもの。 ※7か月以上前に離職していても、現在求職中の場合は、裏面「失業中」参照 ※雇用保険資格取得等確認通知書は失業の証明にならないため不可。
<b>海外低所得</b> 外國居住で所得証明書等が発行されない場合	海外低所得基本 ①直近連續3か月分の給与明細コピー 又は 勤務先発行の直近連續3か月分の給与証明書（原本） ②ビザのコピー ※①と②両方必要(和訳の添付が必要)。  働いていない場合 ③本人記載の事情書(様式自由)と、以下④～⑥のいずれか ④就労不可のビザのコピー(2ビザのコピー含む) ⑤外国で扶養に入っていることがわかるもののコピーと ビザのコピー ⑥求職活動中であることがわかるもの(最近4か月以内発行)の コピーとビザのコピー	①②×  ③～⑥ ×	①勤務先	①事業所名・被学生本人氏名・支給額・支給年月明記 (勤務先が2か所以上あるときはすべて同一月のもの) ②、④～⑥：ビザは、本人名の記載のある部分と有効期間がわかる部分のコピーを提出。 ①、②、④～⑥：和訳の添付が必要。
<b>新卒（退学）及び在学猶予切れの場合の無職・未就職、低収入入学準備中</b>	令和4年（2022年）12月以降に卒業又は退学等された方は証明書の提出を省略できます。 卒業・退学等の翌年7月以降は「経済困難」事由で願ってください。			

※健康保険証のコピーを添付する際には、保険者番号、被保険者等記号・番号及び二次元コードは読み取れないよう黒塗り(マスキング)してください。

※各種証明書は「コピー」と記載がないものは全て「原本」が必要です。

15-03\_20240404

## ○ 追加で必要な証明書 一覧表 (表面に記載の証明書の給与収入、所得金額の基準を超過している場合)

裏面

- 年間収入・所得金額の基準は、給与所得者は年間収入金額（税込）が400万円以下、給与所得以外の所得を含む場合は、年間所得金額（必要経費等控除後）が300万円以下です。  
※なお、本人が扶養している子供の人数が2人の場合は所得証明書等の年間収入金額（税込）が500万円以下（給与所得以外の所得を含む場合は所得金額が400万円以下）、  
本人が扶養している子供の人数が3人以上の場合は所得証明書等の年間収入金額（税込）が600万円以下（給与所得以外の所得を含む場合は所得金額が500万円以下）が基準となります。
- 所得証明書等に記載の金額が基準を超過している方のうち、下記の事由に該当する場合は、表面に記載の「基本」欄のア～ウの証明書に加えて、下記に記載の追加の証明書を提出することにより審査が可能となる場合があります。
- 「療費補助・療費控除」「生活費補助」は、証明書の提出により、給与所得者は年間収入金額（税込）から、給与所得以外の所得を含む場合は年間所得金額（必要経費等控除後）から適用金額を控除します。なお、適用金額に関しては上限があります。控除の適用には条件があり、審査の結果、認められないこともあります。
- マイナンバーを出した場合は『マイナンバーで省略可能』項目に「〇」と記載されている証明書の提出を省略できます。  
ただし、情報連携を利用して必要な情報が取得出来ない場合は証明書を提出していただく場合もあります。

提出の事由	必要な証明書	マイナンバーで省略可能	証明書発行者	備考
減収・減給 (今年分の推定年収が基準額を下回る場合)	①直近連続3か月分の給与明細コピー 又は 給与証明書、減収証明書(見込み可) ②奨学生本人の収入が分かる帳簿の直近連続3か月分コピー、 又は奨学生本人の収入見込額が分かる帳簿連続3か月分コピー	①②×	①勤務先	※給与所得者の場合は①、給与所得者以外の場合は②が必要。 ※①は事業所名・奨学生本人氏名・支給総額(減収証明書の場合は見込み額) ・支給年月明記。 (勤務先が2か月以上あるときはすべて同一月のもの) ※②は自営業等の場合に限り有効。会計ルールに則った会社名(個人名)、 年月、年毎の収入・支出の内訳及び収支が明記された帳簿が必要。
休職・休業	休職証明書・休業証明書(原本) (休職中の給与・休業期間が明記されたもの) ※休職中の給与の記載がない場合は、休職中給与が 分かる就業規則や契約書等のコピーも併せて必要。	×	勤務先等	※休職証明書の休職期間について、以下(1)～(3)のいずれかが明記されていること。 (1)休職期間の「開始日」と「終了日」 (2)終了日が確定していない場合は、「開始日」と「予定の終了日」 (3)終了日が未定の場合は、「開始日」と「現在休職中であること」に加えて 「休職期間の終了日は未定のため記載できない」と明記されていること。 ※所得証明書の年間収入金額や休職中の給与金額によっては、 減額返還承認期間が制限されることがある。
無給	無給証明書(原本)	×	勤務先	※無給期間の記載もあること(上記休職証明書の休職期間参照)。 ※国家公務員、地方公務員の場合は、育児休業期間が記載してある証明書で可 (法律により、公務員は育児休業期間中は無給と定められているため)。 ※年間収入金額によっては、減額返還承認期間が制限されることがある。
失業中 (適用開始希望月より7ヶ月以上前から離職していく、引き続き求職中の場合) 【1】と【2】の両方提出が必要	適用開始希望月より7ヶ月以上前から離職していく、引き続き求職中の場合 【1】失業中の証明 下記①～⑥のいずれか ①雇用保険受給資格者証(求職活動記録面含む)のコピー ②雇用保険被保険者離職票のコピー ③雇用保険被保険者資格喪失確認通知書のコピー (喪失理由が離職で、離職年月日が確認できる場合に限る) ④失業者退職手当受給資格証のコピー ⑤雇用関係が終了したことが確認できるもののコピー(退職証明書等) ⑥健康保険厚生年金保険資格取得(喪失)証明書のコピー (退職の記載があるもの) (記号・番号を黒塗りしたもの)  【2】追加証明書 ⑦又は⑧のいずれか ⑦健康保険証(国民健康保険証は不可)の被扶養者欄のコピー ⑧国民健康保険証のコピーと求職受付票(ハローワークカード等)のコピー	①△ ②③○ ※ハローワークで雇用保険の手続きをしていれば省略可。 ただし、①は求職活動記録面コピーの提出が必要 ④～⑥ ×	①～③ 職業安定所長(ハローワーク) ④ 公務員の任命者 ⑤⑥ 退職した勤務先	※①の場合、求職活動記録面のコピーも提出。 ※失業中の証明は、基本は①～④のいずれかひとつを提出する。 ただし、①～④の証明書の取得が困難なときは⑤又は⑥を提出する。 ※①の求職活動記録面のコピーにより、雇用保険説明会参加等で離職後に就職活動を行っていることが確認できる場合、その活動の日付が6ヶ月以内かつ離職日より1年内であれば失業中事由とする。 ※③、⑥は資格喪失理由が離職で、離職年月日が確認できるもの。 ※雇用保険資格取得等確認通知書は失業の証明にならないため不可。
特別研究員	研究員の証明書(原本)及び 研究費の金額がわかる証明書等(原本) ※研究費として支給されている金額を除いた収入金額が400万円以下であること。	×	日本学術振興会等所属機関の長	収入金額に研究費が含まれている場合、収入金額に含まれる月々・年間の支給金額を研究機関で証明するもの。研究費の月額・年間支給金額を必ず記載。 採用通知では在職状況が不明のため不可。 (例) 〇年〇月～〇年〇月の期間、〇(※授学生本人)の月額・年間給与支給額の内、〇円は研究費用として支給していることを証明します。 ※研究費として支給されている金額を除いた収入金額が400万円以下であること。 和証の添付が必要。
外国で研究中	①在籍証明書(原本)又は所属機関の証明書(原本)と和証を添付 ②所得証明書(原本)(円換算した金額を添付) ③収入金額に研究費が含まれる場合は、研究費の金額がわかる 証明書(原本)(円換算した金額を添付)	①～③ ×	①～③ 在籍学校長、所属機関の長	〇年〇月～〇年〇月の期間、〇(※授学生本人)の月額・年間給与支給額の内、〇円は研究費用として支給していることを証明します。 ※研究費として支給されている金額を除いた収入金額が400万円以下であること。 和証の添付が必要。
医療費補助・医療費控除	【本人にかかる医療費を申告する場合】 ①医師等の診断書(原本) ②医療費の領収書(内訳が記載されたもの)のコピー ③医療費支払申告書(機構所定の様式)  【被扶養者にかかる医療費を申告する場合】 ④医療費がかかる人の健康保険証の被扶養者欄のコピー 又は本人の扶養者であることがわかる書類のコピー ⑤医師等の診断書(原本) ⑥医療費の領收書(内訳が記載されたもの)のコピー ⑦医療費補助申告書(機構所定の様式)	①～③ ×  ④～⑦ ×	①② ④～⑥ 医師、病院長及び健康保険組合等	※1か月8万円を限度に控除。ただし、必ずしも限度金額の1か月8万円が控除できるとは限らない。また、申請した金額が全て控除できるとは限らない。 ※本人にかかる医療費は、治療期間が6か月未満の場合、控除の対象としない。 ※補助している対象者が本人の被扶養者以外の場合、及び治療期間が2週間未満の場合は、控除の対象としない。診断書に加療期間の記載もあること。 ※④の健康保険証のコピーは記号・番号・二次元コードを黒塗りしたもの。
生活費補助	【本人の被扶養者にかかる生活費補助等を申告の場合】 被扶養者がいること(人数等)が記載されている(奨学生本人の) 所得証明書(原本)等  【本人の被扶養者でない親等への生活費補助等を申告の場合】 ①生活費補助理由書(機構所定の様式) ②親等の所得を證明するもの(下記ア～ウのいずれか) ア、住民税非課税証明書(原本) イ、所得証明書(原本) ウ、市・県民税課税証明書(原本) ※給与所得者は収入金額、自営業等の給与所得者以外は所得金額の記載のあるもの。無職の場合は収入又は所得金額の記載のあるもの。 ③親等との居住形態(同居・別居)が分かるもの ④学生証等のコピー ※基本は①～④すべて提出が必要。 ※③は市区町村役場発行の住民税非課税証明書(あるいは所得証明書、市・県民税課税証明書)に記載の住所から変更がなければ提出不要。 ※④は対象者が学生でない場合は不要。	×	②③ 市区町村長	【本人の被扶養者でない親等への生活費補助の対象者】 ※生活費補助の対象者は、下記に該当する範囲の者に限る。 ・対象者は、配偶者・子を除く二親等以内の親族に限る。 ・父母が同居している場合は、父母のうち収入金額(自営業等給与所得者以外は所得金額)の多い方を援助対象者として願い出ること。 ・親以外の二親等以内の親族への援助については、親への援助に加えてさらに援助が必要となるに限る。 ・補助している対象者が生活保護を受給している場合や、兄弟姉妹だが就学者でない場合は控除の対象としない。 ・親と就学者の兄弟が別居でそれぞれに対して生活費補助している場合は、それぞれについて控除可能だが、親が収入・所得基準超過の場合、親・兄弟のいずれについても控除できない。 (親と祖父母が別居の場合、父と母が別居の場合も同様) 【補助している対象者の収入・所得金額の基準】 ・奨学生本人と同居の場合 給与所得者・・・年間収入(税込)150万円以下 給与所得者以外・・・年間所得100万円以下 ・奨学生本人と別居の場合 給与所得者・・・年間収入(税込)230万円以下 給与所得者以外・・・年間所得150万円以下 【控除額】 生活費補助の対象者として認められる場合は、奨学生本人の収入・所得金額から年間38万円を限度に控除。ただし、必ずしも限度金額の38万円が控除できるとは限らない。また、申請した金額が全て控除できるとは限らない。
災害	【罹災月から12か月以内】①罹災証明書(原本) 【罹災月から13か月以降 ①及び②】 ①罹災証明書(原本) ②表面の基本(ア～ウ)の証明書	①× ② ※表面の「基本」参照	① 市区町村長・消防署長	1年ごとに届け出る。 ・罹災月から12か月以内に願い出る場合は、罹災証明書(原本)のみで審査可能。 ・罹災月から13か月以降であっても、当該災害に伴う避難指示により帰宅できまい、又は立退きなどの理由で罹災状況が継続している場合は、罹災証明書(原本)のみで審査可能。
傷病	診断書(原本)(最近2か月以内発行) ※就労困難かつ治療中の記載があること ※傷病のために無職となった場合に限る ※傷病状態以前から、収入・所得金額の基準以下で経済困難な場合は、表面の基本(ア～ウ)の証明書のみで審査可能。	×	医師・病院長	・診断書に就労困難である旨、治療中である旨の記載が必要。 2か月以内の発行日のものに限る。 ・「傷病」のために無職となった場合は、診断書のみで審査可能。 ・就労している場合は、この事由に該当しない。 ・傷病で休職中の場合は、「傷病」事由には該当しないので、表面の基本(ア～ウ)の証明書に加えて上記「休職中」の証明書を提出すること。

※健康保険証のコピーを添付する際には、保険者番号、被保険者等記号・番号及び二次元コードは読み取れないよう黒塗り(マスキング)してください。

※各種証明書は「コピー」と記載がないものは全て「原本」が必要です。